

議案第 29 号

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者の指定
について

次のとおり野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立こだま学園 野田市立あさひ育成園
指定 管 理 者	所在地	千葉県野田市船形310番地
	名称	社会福祉法人は一とふる 理事長 小林 公平
指定の期間		令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者として、社会福祉法人は一とふるを指定しようとするものである。

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園

指定管理者候補者選定結果について

- 1 指定管理者募集施設
野田市立こだま学園
野田市立あさひ育成園
- 2 募集方法
随意
- 3 申請状況
1者
社会福祉法人は一とふる
千葉県野田市船形310番地
- 4 選定した指定管理者候補者
社会福祉法人は一とふる
千葉県野田市船形310番地
- 5 選定理由
事前に提出された事業計画書等を委員6名で確認した結果、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園 指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時	令和6年1月15日（月）午前11時から午前11時40分まで
開催場所	野田市役所2階 中会議室
出席委員	総務部長（委員長）、健康子ども部次長（代理出席）、行政管理課長補佐兼係長（代理出席）、管財課長、野田市立こだま学園保護者代表1名、野田市立あさひ育成園保護者代表1名
欠席委員	企画財政部長（副委員長）
事務局	保健センター子どもの発達相談室、行政管理課
関係者	社会福祉法人はくとふる職員4名（現指定管理者）

1 開会

<委員長から開会の言葉>

2 議事

- (1) 保護者代表を委員に加えること及び関係者として現指定管理者の社会福祉法人はくとふるの職員を出席させることについて

<事務局から保護者代表を委員に加えること及び関係者として現指定管理者の社会福祉法人はくとふるの職員を出席させることについて説明>

<審議の概要>

- 施設利用者の声を仕様書等に反映させるため、野田市立こだま学園保護者代表1名及び野田市立あさひ育成園保護者代表1名を本委員会に加えること及び現状に即した審議を行うための関係者として社会福祉法人はくとふるの職員4名を出席させることについて各委員の了解を求める。

→ 異議無し

<審議の結果>

野田市立こだま学園保護者代表1名及び野田市立あさひ育成園保護者代表1名を委員に加えること及び社会福祉法人はくとふるの職員4名を関係者として出席させることを決定する。

- (2) 野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園指定管理者の随意指定に係る審査について

<事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明>

<審議の概要>

- こだま学園及びあさひ育成園の収支予算書について、年度ごとの増額は職員の定期昇給という認識でよろしいか。
→ 質問のとおり人件費の増額は職員の定期昇給分である。

- 人件費については、現在雇用している職員を引き続き配置する前提で計上していると思うが、人員の増減については、利用者の状況によって、その都度適切な人員配置となっているか、事前に市と協議した上で検討すること。
→ 了解した。

- 仕様書5ページの管理体制について、令和7年度から外来療育専門員を1名増員すると説明があったが、令和6年度は不足の状態でも特に問題ないということか。
→ 外来療育の実施日について、令和5年度は週1日1枠のところを、令和6年度からは2枠の体制にしていく予定としている。また、外来療育専門員を配置するに当たり、職員を育成する準備期間が必要であるため、令和7年度に向けての増員を計画している。

- こだま学園の職員配置計画書について、「近年、サービス提供数が増加しているため相談支援専門員を1名から2名に増員した。」と事務局から説明があったが、直近の相談件数は何件か。
→ 相談件数は、令和4年度実績は330件、月平均28件、令和5年度4月から12月までの実績は289件、月平均32件と増加傾向である。

- こだま学園及びあさひ育成園の事業計画書について、「緊急時の危機管理のための対策」に記載されている竜巻防災訓練とはどのような訓練か。
→ 竜巻や突風が発生した際にどこに逃げるべきかを確認し、安全な場所に避難する訓練であり、年に1回実施している。また、竜巻防災訓練とは別に、地震及び火災発生を想定した避難訓練を月に1回実施している。

- 事業計画書3ページ、管理経費縮減のための方策について、「委託経費については、必要なものを選択し実施します。業者交渉により削減を図り、場合によっては業者の変更も考慮します。」とあるが、今回指定管理料の積算に当たり、削減をした事例等はあるか。
→ 委託経費については、複数社に見積りを徴し、低価格の業者を選定している。また、児童の安全を考え、送迎バスへの安全装置取付け等、安全面への対応について配慮している。

- 指定管理者の更新に当たり、新たな試みや改善すべき点はあるか。
→ 外来療育について課題があると感じている。対策として先ほど申し上げたとおり、外来療育の実施日について、令和5年度は週1日1枠のところを、令和6年度からは2枠の体制にしていく予定としている。

- あさひ育成園の委託業務計画書について、「臨床心理士派遣」とあるが、どのような役割を担っているのか。
→ 園児の発達状況について、職員、保護者、園児及び臨床心理士の4者で面談を実施し、現在の園児の状況と今後の課題について、臨床心理士から意見を頂き、支援にいかしている。

- 保護者代表から、現指定管理者について意見はあるか。
→ 時間は掛かったがこだま学園に入園することができ、子供もコミュニケーションが少しずつ取れるようになった。多くの方が利用できるように、受皿を広げてもらいたい。

- あさひ育成園を利用することで、児童が集団で生活する場が作れ、保護者も24時間の介護から少し離れ、リフレッシュできる時間が持てる。また、悩みを保護者同士で話せる場にもなる。あさひ育成園を医療的ケア児がいる家庭に周知してほしい。
→御意見のとおり、実施したい。

(3) 野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者候補者の決定
＜審議の概要＞

- 社会福祉法人は一とふるを指定管理者候補者として、決定してよろしいか。
→ 異議無し

＜審議の結果＞

野田市立こだま学園及び野田市立あさひ育成園の指定管理者候補者は、社会福祉法人は一とふるに決定する。

(4) その他

＜事務局から今後の予定について説明＞

3 閉会